

登録教習機関の登録の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 61 条第 1 項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 1 登録教習機関の名称 | 株式会社 MURANAGA |
| 2 登録教習機関の住所 | 滋賀県彦根市里根町 201 - 1 |
| 3 代表者職氏名 | 代表取締役 村長人之 |
| 4 事務所の名称 | 株式会社 MURANAGA
関中建設技術センター |
| 5 事務所の所在地 | 滋賀県彦根市里根町 201 - 1 |
| 6 登録した技能講習
又は教習の区分 | 不整地運搬車運転技能講習 |
| 7 登録年月日 | 令和 7 年 3 月 31 日 |
| 8 登録の有効期間の満了日 | 令和 12 年 3 月 30 日 |
| 9 登録番号 | 滋賀第 120 号 |

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀労働局長